

第2章 福祉教育の進め方

1. 福祉教育のカリキュラム作成のポイント

児童・生徒の発達段階に応じて、学校として6年間（3年間）の長期計画のもとで、ねらいを明確にすることが必要です。その際には、学校教育目標と福祉教育の目標を関連させ、学校全体として共通理解しておくことが大切です。

年間指導計画の作成のポイント

全教育活動を通して実践的な態度を育成すること

- 福祉教育は人権尊重の精神に根ざした教育活動であり、国語や社会などの各教科、人権教育、特別支援教育、道徳教育、平和教育など、様々な「教育」と共通の基盤をもつものであることから、それらを並列的に扱う発想ではなく、互いに補いあって組み合わせられるよう横断的・総合的にカリキュラムを作成する。
- 聞き取り学習や体験活動などを通して、障がい者や高齢者などの生き方や取り巻く課題を学び、実践的な態度を育成する指導の観点をいれる。
- 障がいの特性、障がい児（者）、高齢者、その周りの人々などの状況や社会福祉を広く理解するという観点から、学年の系統性を考慮する。

身近な人への思いやりにつなげること

- 様々な取組みにより、身近な障がい児（者）や高齢者への理解、いじめのないクラスづくりなど、児童・生徒の日常生活につながるようにする。また、学校に在籍する障がいのある仲間と「ともに学び、ともに育つこと」を通して、より深く理解するという観点を盛り込む。

地域に根ざした交流を行うこと

- 地域に根ざした福祉活動になるよう、地域の支援学校や障がい者・高齢者の施設などとの交流を積極的に組み込み、地域のニーズにあった学習活動を展開しながら、児童・生徒に対してエンパワーメントを促進する。（個々がもつ能力を引き出し、児童・生徒自らが問題解決に向かうことができるように援助する。）



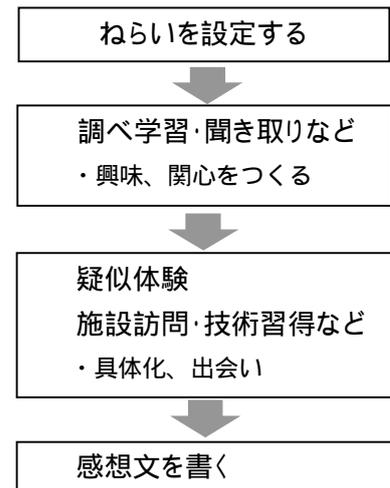
< 第2章 参考資料 >

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 福祉教育実践ハンドブック | （発行：社会福祉法人 全国社会福祉協議会） |
| 先生のための福祉教育ガイド | （発行：社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会） |
| 福祉の心の種をまく | （発行：社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会） |
| 共に生きること共に学びあうこと | （発行：大学図書出版 原田正樹） |
| 「ともに学び、ともに育つ」障害教育の充実のために | （発行：大阪府教育委員会） |

2. 福祉教育の指導方法

(1) これまでの福祉教育の課題

- これまでの学校における福祉教育のプログラムは、右図のようなパターンが多かったのではないのでしょうか。
- 車椅子体験やアイマスク体験、高齢者体験などの体験学習は、指導者がそのねらいをしっかりとおさえないと、子どもたちが、少しの体験であたかも相手を理解したかのような一面的なとらえ方をしてしまうたり、高齢者や障がいのある人を、「大変な人」「かわいそうな人」という一面的なとらえ方をしてしまうような「貧困的な福祉観の再生産」(日本福祉大学：原田正樹准教授)に終わってしまう危険性があります。



(2) 指導のポイント

体験学習の目的を明確にすること

- 疑似体験自体や点字や手話などの技術習得が目的ではありません。疑似体験の目的は、高齢者や障がいのある人が安心できるサポートとは何かを考えたり、そのための人とのつながりを構築したりすることにあります。手話や点字学習の目的は、視力や聴覚に障がいのある人が社会参加を図る際のサポートのあり方を考えたり、当事者とのコミュニケーションを実際に図るためであるべきです。体験学習の目的をおさえ、子どもたちに主体的に考えさせ、その後の振り返りをしっかりと行うことが重要です。

主体的に考える力を育てること

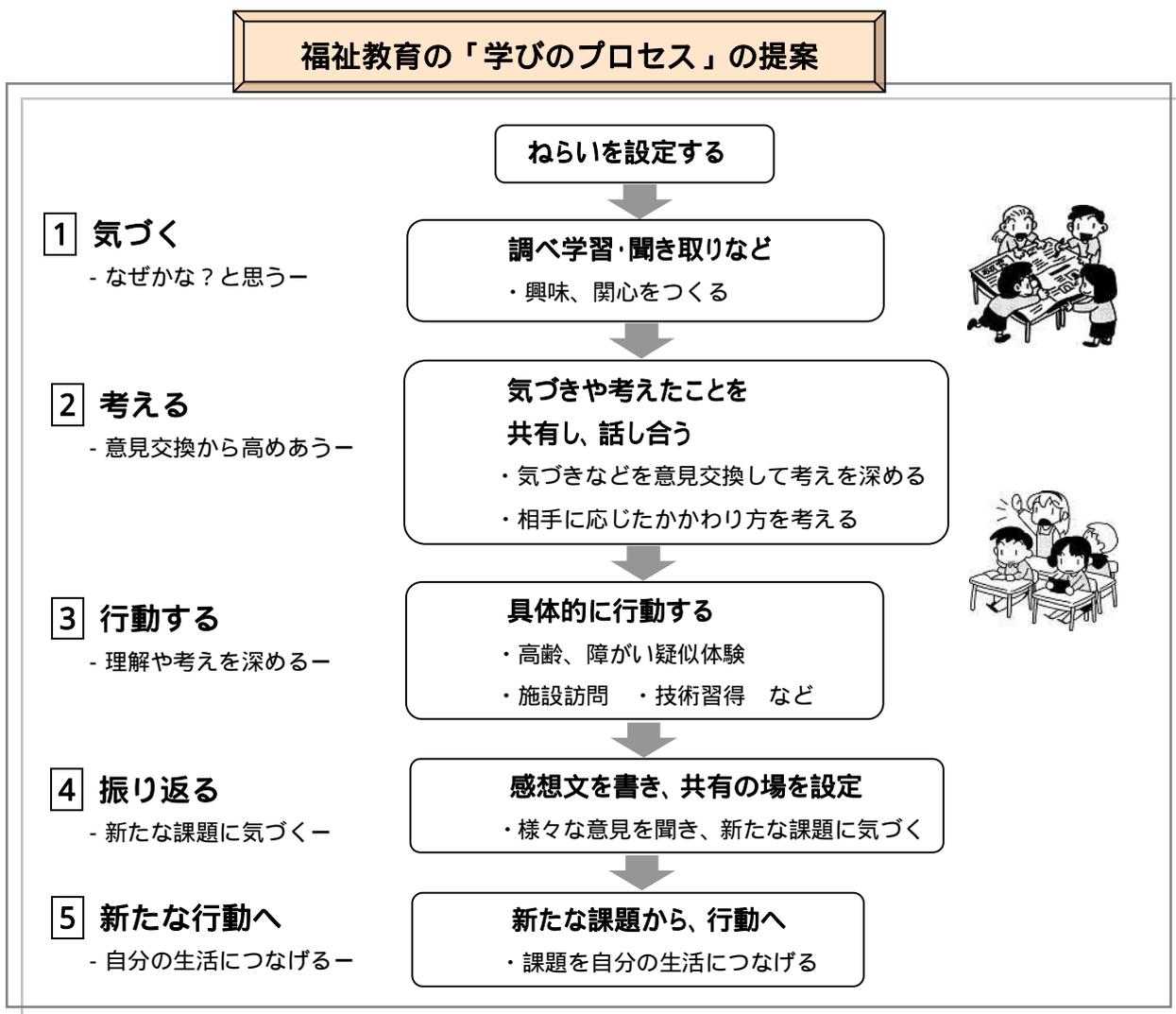
- 福祉教育は、現実に行われている現在進行形の問題を学習素材としているという特徴があり、現実の課題に向き合う学習であるため、誰も確実な答えをもっているわけではありません。
- 「正解を教わる」のではなく、「解決策を考える」という性格を帯びています。受動的に知識や情報、価値観を受け取るだけではなく、児童・生徒自らが主体的に考え、解決に向けてのヒントをつかみとることが求められます。

事実を、自分とのつながりとしてとらえること

- 単なる客観的な知識としてではなく、自分とのつながりとして事実をとらえ、解決に向けての行動を起こすことにつなげるためには、「実感としてわかる」ことが不可欠になります。
- 自分にとって関係のあるものとして福祉を学ばないことには、問題解決に向かう行動には決してつながっていきません。充実感をともなった学びをもたらすものとしての体験学習の効果が注目されます。

(3) プログラムの提案

子どもたちの心に響く、福祉教育の「学びのプロセス」をつくるために、これまでのスタイルに加えて次のような要素を取り入れたプログラムを提案します。



ねらい - 学習目的・ねらいを定める -

子どもたちが何について学ぶのか、最終的に子どもたち自身の身近な生活につながるのか、学びの興味や関心を明確にして学習素材を定めます。

1 気づく - なぜかな?と思う -



子どもたちが障がいのある人や高齢者などと出会って、思いや生活について調べるとき、多くの場合において自分の認識を新たにすること（気づき）があります。

例えば、障がいのある人の思いや生活を聞き、障がい者を取り巻く社会の課題に気づきます。また、障がいのある人と自分との違いや同じ部分に気づいたり、人間の心と体の持つ力について驚いたり感動したりすることもあるでしょう。さらに、障がいのある人や周りの人の、あたたかさやひたむきさなどにふれて、何かを感じ、考えていくこともあるでしょう。

まず、子どもたちが「なぜかな?」「もっと知りたい」と思えるような場を設定しましょう。

2 考える - 意見交換から高めあう -



子どもたちは、出会いや調べ学習での気づきなどを意見交換することで、考えを深めていきます。意見交換が活発になり、考えが深まっていくためには、事前に自分自身の意見をしっかりと考えたり、話し合うテーマを明確にしたりすることが必要です。

その際には、相手と相互に理解するためには、「どのようにかかわっていくのか」ということを考えることが重要です。ここでは、障がいの特性や支援・介助の仕方などの一般的な知識と、一人ひとりの相手にあったかかわり方や自分自身をどう理解してもらうかなどを試行錯誤しながら考えていく過程が大切です。

3 行動する - 理解や考えを深める -



自ら「課題」意識をもち、人と人とのつながりを大切にしたいと思うと、自然にいろいろな「行動」につながるものです。

2で考えた「かかわり方」を、人とつながる具体的な行動（福祉施設訪問、地域のボランティア、募金活動など）に移したり、ポスターや文章表現で啓発活動を行ったり、障がいのある人とのコミュニケーションを図るため、車いすの操作や手話や点字などを学習することもあるでしょう。それぞれの行動の仕方や内容は様々だと思います。

このような体験をすることにより、理解や考えがより深まっていくことでしょう。

4 振り返る - 新たな課題に気づく -



行動し、実際に人と関わることにより、新たな「気づき」があります。そのような「気づき」を、周りと共有すると、新たな「課題」がみえてきます。

その際には、出会いや体験を通して学んだこと（「気づき」）が、身近にいる障がいのある仲間や高齢者、幼児などへの理解から行動につながっていくことが重要です。

そんなとき、子どもたちは「ちょっとかわった自分」に気づくことでしょう

5 新たな行動へ - 自分の生活につなげる -



< 新たな行動の例 >

- * 身近な仲間や家族が困っていることに敏感に気づき、積極的に助けられるようになる。
- * 児童会（生徒会）や学年、学級でのボランティア活動や募金活動に取り組む。
- * 子ども会や社会福祉協議会などの地域の福祉活動に積極的に参加するようになる。
- * 障がいのある人とコミュニケーションをもっととりたくなり、点字や手話などの学習をする。
- * 地域のフェスティバルを行う際に、障がいのある人も参加しやすいような配慮を考えて企画する。
- * 人は一人ひとり違う存在で、それぞれの特性があり、様々な可能性を秘めていることを理解し、周りに対する偏見がなくなったり、自尊感情を高めて意欲がもてるようになったりする。
- * 障がいのある人や高齢者が「どう生きてきたか」にふれて人としての知恵を学び、改めて自分の生き方を振り返り、前向きに生活できるようになる。

3. 福祉教育を進めるためのポイントQ & A

Q1

「疑似体験」「施設訪問」などの体験を行う際、児童・生徒が、障がいや高齢は「大変だ」「かわいそうだ」「だから助けてあげよう」という一方的な考え方をしないようにするポイントは？



A1

目的やねらいを明確にして行う

- ねらいがはっきりしないままになんとか行われ、障がい者や高齢者に出会ったら「助けてあげましょう」などといった一方的な印象を与えるだけの疑似体験では、相手の気持ちを理解できません。
- 疑似体験は、あくまで「気づき」の導入の一つであって、当事者と交流して思いや生活を聞き取るなどの、その前後の展開が不可欠です。
- 生命の大切さや人間の尊厳を学ぶ中で、疑似体験により「老いる」とは、「障がい」とはどんなことなのかを理解することが重要であり、目的やねらいを明確にして、関わる指導者全員でプログラムを検討し、共通理解しておくことが大切です。

双方向の学びあいを大切にする

- 施設訪問では、「してあげる」という、支援する側の視点だけでプログラムをつくるのではなく、相手が何を望んでいるのかを考えて、相手との交流を通して「学びあう」という視点が大切です。
- 例えば、施設訪問において児童・生徒が出し物を披露し、プレゼントを届けるという一方的なプログラムではなく、利用者と一緒に楽しんだり、学びあったりするなどの交流を通じて、ポジティブな姿（イメージ）をとらえ、その存在の尊さを知ることが重要です。

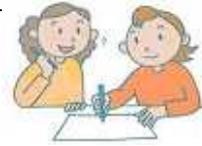
「振り返り」と「周りとの共有」を大切にする

- 従来の福祉教育では、事前学習に重きをおく傾向があり、体験の後は「感想文」を書いて終わりというような「振り返り」が十分になされていないプログラムがありました。
- しかし、この「感想文」から始まる授業こそが大事であり、一人ひとりの「振り返り」によって、自分自身が確認した「気づき」や「変化」が、「周りとの共有」によって刺激を受け、さらなる「気づき」へと向かうことでしょう。
- 自分とは違う「気づき」や角度の違う視点にふれることによって、一つの体験からテーマに対する視野が格段に広がり、新たな「課題」がみえ、行動につながっていくでしょう。

Q2

手話や点字の技術習得により、コミュニケーションの方法として聴覚障がい者とは手話、視覚障がい者には点字というステレオタイプの(固定的・画一的)なとらえ方をしないようにするポイントは？

A2



障がいには様々な状況があることを学ぶ

- 例えば、聴覚障がい者には、音声言語獲得前の失聴者である「ろう者」の人と音声言語獲得後の失聴者である「中途失聴者」の人がいます。また、聞こえにくいけれど、聴力が残っている人もいます。
- 障がい者や高齢者を取り巻く課題を理解するには、それぞれの障がいの状況に応じて、そのコミュニケーションの方法や支援の方法が様々であることを知ることが重要です。

自分と他者との関わりを学ぶ

- 点字や手話を知ることは大切ですが、単に「技術」を正確に覚えることが目的ではありません。コミュニケーションの一環として、いかに相手に近い立場で考えてふれあうことができるかということに目的があります。
- まずは、視覚や聴覚に障がいのある人との出会いを通じて、日常生活の状況を知り、その生き方を学びながら、その人とつながりたいという気持ちを育むことが大切です。
- その上で、安心できるサポートのあり方やコミュニケーションのとり方を考え、よりよい人間関係を構築するためにはどうしたらいいのかを考えていくべきです。

様々なコミュニケーション手段があることを学ぶ

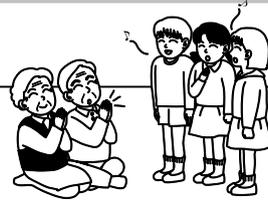
- 例えば、聴覚障がい者のコミュニケーション手段は、その人の失聴年齢、聴力、家庭環境などによって異なります。一般的には、聴覚障がい者だから手話ができると思いがちですが、手話を習得していない人もたくさんいます。聴覚障がい者は一つの手段だけで十分な情報を得ているわけではなく、また、児童・生徒もコミュニケーションを手話のみでとることは難しいでしょう。
- 聴覚に障がいのある児童・生徒に対しては、まず、「書いて伝えること」や「背を向けたままで話さないこと」などが大切であり、教員も板書の際は、背中を見せて話さないことが重要になります。また、話すときは、メリハリのある話し方をしましょう。
- 児童・生徒が聴覚障がい者の日常生活での不便な状況を知り、思いを受けとめ、相手と相互に理解しあうためにはどのようなコミュニケーションのとり方があるのかを考えていく中で、手段としては、指文字、読話、筆談、要約筆記など、聞こえを補う方法が様々あることを学ぶことが大切です。

参考資料

13, 14 ページ

(1) 視覚障がいとコミュニケーション手段に関すること (13 ページ)

(2) 聴覚障がいとコミュニケーション手段に関すること (14 ページ)



A3

打ち合わせ

- 訪問の時期は、風邪が流行しやすい12月～3月までは避けた方がよいと思われますが、施設では年間を通じて様々な行事を予定しており、施設によって都合は異なりますので、できるだけ早い時期に相談するべきです。
- 福祉サービスの利用者の迷惑にならないよう、事前に施設や機関のしおりなどを読むとともに、十分な打ち合わせが必要です。まず、教員が事前に施設に行って利用者の様子を見て、施設についてよく理解した上で、児童・生徒に指導することが重要です。
- 教員の一方的な思いでの実践ではなく、福祉の専門家（施設や機関の方）と教育の専門家（教員）との協働で実践をつくりあげるといったスタンスが大切です。そういう取組みを通じて、協働実践そのものの手法のおもしろさと意義に気づくことでしょう。

援助の仕方や交流の内容

- 児童・生徒ができる援助や交流については、様々な方法があります。福祉に関心を持ち、学んでくれる人が増えることは福祉従事者にとってうれしいことであり、利用者も子どもがいると活気があって楽しいと思う人はたくさんいます。児童・生徒に何を学ばせたいかなどの目的や状況を具体的に施設に伝えて相談しましょう。
- かつては、みんなで励まして元気にしてあげましょうといった「慰問」のような視点での出し物やプレゼントをあげるなどの一方的なプログラムになりがちでした。訪問者と利用者との間に関係が築けていない状況でのモノのやりとりの前に、人と人との心のやりとりがまずあるべきです。
- 例えば、高齢者や障がい者から「思い」を聞き取り、「どう生きてきたか」にふれて人としての知恵を学ぶといった、利用者から「学ぶ」という視点を大切にされたプログラムをつくるのが重要です。

児童・生徒が主体的に取り組むようにする

- 指導者側の一方的な思いでつくられた学習プログラムでは、児童・生徒は交流に必然性を感じないでしょう。興味・関心のもてる導入の工夫や、福祉について考える時間を十分に取るなど、児童・生徒の感情や思考の流れに沿って、必然性をもって施設訪問が行われるようなプログラムを組み立てる必要があります。
- 受動的であっても、利用者や施設の方などの教職員とは違う関わりが、「小さな変化」をもたらすこともあります。また、変化には個人差があり、すぐには見えなくても、心の中に「小さな変化」が芽生えていることもあります。
- 受動的な児童・生徒については、気持ちを否定して封じてしまうのではなく、その児童・生徒自身の心の動きや背景に思いをはせたとき、どうすべきかが見えてくるのではないのでしょうか。優しいまなざしで見守りながら、気持ちを揺さぶるような働きかけを模索していきましょう。

4. 参考資料

(1) 視覚障がいとコミュニケーション手段に関すること

視覚障がいとは

- 視機能（見ること）は、視力、視野、色覚、明暗順応、眼球運動、調節、両眼視などの各種の機能から成り立っています。視覚障がいとは、これらの機能のいずれかが低下したため、見ることが永続的に不可能または不自由になった状態を意味します。眼は、外界からの情報の取り入れ口として重要な役割を果たしているため、視覚に障がいがあると、文字の読み書きといったコミュニケーションだけでなく、単独歩行や日常生活動作にさまざまな制約や困難が生じてきます。
- 視覚障がいは、見えにくさの程度によって、大きく「盲」と「弱視」に分けられます。一般的に、「盲」とは矯正視力がおおむね0.02未満で、視覚以外の感覚を用いて学習や生活を行う必要がある状態です。「弱視」は両眼の矯正視力がおおむね0.3未満で、視覚による学習や生活が可能です。しかし、視機能の障がいや見え方が千差万別であるため、文字の拡大や弱視者用レンズ等の特別な配慮が必要となります。
- 他にも、「視野狭窄」「色覚障がい」「光覚障がい」などがある人もいます。

コミュニケーション手段

- 視覚障がいのある人とのコミュニケーションでは、視覚の情報を聴覚（音声等）や触覚（点字等）の情報に置き換えて提示します。街中に設置された青信号でメロディが流れる横断歩道はその一つです。他に、聴覚情報を活用したものには録音図書や音訳テープなどがあります。最近では、デージー図書（世界の点字図書館で合意したフォーマットによってCD-ROMに記録している音声情報）のようなパソコンを利用した音声読み上げソフトや便利な情報機器がいろいろと開発されています。
- また、触覚を利用したコミュニケーション手段である点字は、社会の中に浸透してきており、身近な生活の様々な場面で使われるようになってきました。しかし、点字が読みにくい中途失明の人や、パソコンを使わない人にとっては、音声での情報がやはり重要です。
- 不必要に騒いでアナウンスの邪魔をしたり、点字ブロックの上でうっかり物を置いたり、仕事での盲導犬を触ったりすることがないように注意するとともに、駅や階段で白い杖をついている人を見かけたら「お手伝いしましょうか。」と優しく声をかけてみましょう。

生活の中の点字

身の回りのいろいろな所に、点字が使われています。探してみよう！



お酒であることが、
区別できるよう
なっています。

【缶ビールにある点字】



【洗濯機のスイッチにある点字】

(2) 聴覚障がいとコミュニケーション手段に関すること

聴覚障がいとは

- 聴覚障がいとは、身の回りの音や話しことばが聞こえにくかったり、ほとんど（全く）聞こえなかったりする状態をいいます。補聴器を装用すれば日常生活にさほど支障がない「軽度難聴」から、補聴器を装用しても音や話しことばの聞き取りが困難な「高度難聴」まで、広い範囲にわたる概念です。
- 聴覚障がいの種類には、空気の振動（音）を外耳から中耳まで伝達・増幅させる働きに障がいのある「伝音性難聴」、振動を内耳で電気信号に変換して脳に伝える働きに障がいのある「感音性難聴」、両方が混合している「混合性難聴」があります。
- 聴力を補う手段として、音を増幅して鼓膜に伝える補聴器を活用する他に、最近では内耳に電極を挿入し直接聴神経を刺激する人工内耳の手術も行われています。

コミュニケーション手段

- 聴覚障がい者とのコミュニケーションといえば真っ先に「手話」を思い浮かべがちですが、2001年の厚生労働省による調査によれば、聴覚障がい者自身のコミュニケーション手段の状況は「補聴器」79%、「筆談・要約筆記」24.6%、「手話・手話通訳」15.4%、「読話」6.2%、「その他」17%となっています（複数回答）。
- コミュニケーション支援は、その障がいが先天性か後天性かによって、また、生育歴や障がいの程度の違い、コミュニケーション場面の違いなどによっても異なり、手話、音声、文字など多様な手段が用いられます。身振り動作も立派なコミュニケーションの手段になります。
- 聴覚障がい者とのコミュニケーション＝「手話や指文字」とステレオタイプにとらえて、「手話ができないから」としり込みするのではなく、個人の状態や場の状況に合わせて「手話」と「筆談メモ」、「身振り」と「空書き」などの組み合わせで、相手や場面に応じたコミュニケーションや支援を考えることが大切です。

生活をサポートする道具の一例



振動によって、設定した時刻を知らせてくれます。

電話お願い手帳の中にある日常によく使うメッセージが書かれたカード。近くの人に協力をお願いする際に使用します。



【振動式アラーム腕時計】

【電話お願い手帳（カード）】

(3) 障がい教育に役立つ参考資料

ホームページアドレスは平成 22 年 3 月現在

障がい者(児)を取り巻く課題と、障がいについての理解を深めるための教育を進めるにあたって、参考になる大阪府教育委員会や大阪府教育センターのホームページや冊子です。

「『ともに学び、ともに育つ』障害教育の充実のために」(大阪府教育委員会 平成 18 年 6 月)

幼稚園から高校までの教育現場での実際の事例を多く取り入れ、障がいのある子どもが共に学ぶ上でさまざまな支援のあり方を示しています。

<http://www.pref.osaka.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

「精神障がいについての理解を深めるために」(大阪府教育委員会 平成 20 年 5 月)

精神障がいについての知見、当事者の思いについて学ぶことのできる資料、学校などでの実践事例や教材をまとめています。

<http://www.pref.osaka.jp/shochugakko/syougaiyouiku/index.html>

「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために」(大阪府教育委員会 平成 20 年 10 月)

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を効果的かつ継続的に行うための「個別の教育支援計画」の必要性や、作成の参考となる様式例などを示しています。

<http://www.pref.osaka.jp/attach/5023/00000000/shienkeikaku.doc>

「明日からの支援に向けて」～高等学校における発達障がいのある生徒に対する適切な指導と支援のために～
(大阪府教育委員会 平成 20 年 10 月)

教職員が、発達障がいの生徒に対して適切な指導と支援を行う上で役立つように、理論編、事例編、資料編の 3 部構成で編纂されています。

<http://www.pref.osaka.jp/shienkyoiku/koukou-hattatsu/index.html>

「LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群の理解と支援へ」(大阪府教育委員会 平成 16 年 3 月)

<http://www.pref.osaka.jp/attach/5023/00000000/LDADHD.doc>

「学校全体で取り組む総合的な体制作り(気づきから支援へ)」(大阪府教育委員会 平成 17 年 3 月)

<http://www.pref.osaka.jp/attach/5023/00000000/taiseipanphlet.pdf>

「高等学校における LD・ADHD・高機能自閉症等のある生徒の理解と支援のために(改訂版)」

(大阪府教育委員会 平成 19 年 3 月改訂)

は、通常の学級に 6 %程度はいるといわれる LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群の子どもへの理解と支援について、わかりやすく簡潔にまとめてあります。

<http://www.osaka-c.ed.jp/tokushiken/5ri-furetto/koukourikaitoshien.pdf>

「大阪府教育センター 支援教育研究室ホームページ」

大阪府教育センターが研究している支援教育についての様々な情報をみることができます。

<http://www.osaka-c.ed.jp/tokushiken/index.html>

「発達障害のある子どもの支援に関する研究

- LD・ADHD・高機能自閉症等の子どもへの通常の学級を中心とした支援の在り方 -」

(大阪府教育センター 平成 19 年 3 月)

<http://www.osaka-c.ed.jp/sog/kankoubutu18/kenkyuu18/chapter05.html>

発達障がいのある子どもへの通常の学級における支援を「学習面」「学習態度」「対人関係面」の 3 項目に分け 43 の事例を用いてわかりやすく示しています。

「みつめよう一人一人を」(大阪府教育センター 毎年度)

それぞれの障がい特性について基礎的な情報や対応・指導の方法のヒントが得られます。

(4) 指導資料

『福祉のこころ』を育てる学級づくりに役立つ福祉教育ワーク

福祉教育において体験学習を進めるにあたっては、児童・生徒が不安や緊張をもったままではその効果が半減します。プログラムの初期段階に緊張感をほぐして互いにつながる必要があります。

そのような場面で実施すると効果的なワークを6つ紹介します。このようなワークは、「みんなが安心して過ごせる学級」にするために、互いの違いを認めあえるような雰囲気をつくっていくことに有効であり、学級開きなどの適切な時期に実施するのも効果があるでしょう。

ワーク:1 「キャッチコピーで自己紹介」 ~ 互いを知り合う ~

手順1

一人ずつ、自分自身のキャッチコピーを考えます。
わかりやすいように、先生がまず例を示します。
(例)「声の大きな 先生です。」



手順2

先生の隣から、一人ずつ順番に自分のキャッチコピーと名前を言って自己紹介します。
2番目以降の人は、自分より前に自己紹介した人全員のキャッチコピーと名前を言ってから、自分のキャッチコピーと名前を加えて自己紹介します。
(例) A「声の大きな 先生の隣のサッカーが得意なAです。」
B「声の大きな 先生の隣のサッカーが得意なAさんの隣の漫画を描くのが好きなBです。」

手順3

前の人の自己紹介を覚えきれなかった時には、その人からまた自己紹介を始めます。

(留意点)

- * 記憶ゲームではないので、忘れた時には横の人に聞いてよいことを、あらかじめ伝えておきます。
- * 忘れたり、間違ったりしても大丈夫！とみんなが思えるような楽しい雰囲気づくりを心がけます。

<ねらい>

- * 新しいクラスになった時に、楽しい雰囲気の中、短時間で自己紹介ができます。前の人のキャッチコピーを覚えようとして注意して聴くことで、友だちの良いところや好きなものなどを知り、お互いに理解が深まります。
- * 年度はじめの「自己紹介」としてだけでなく、「自己PR」として日頃のクラス活動にも取り入れることができます。「私の自慢」「読んで面白かった本」「幸せだなあ、と感じる時」など、テーマを決めてキャッチコピーを考えてもよいでしょう。

ワーク:2 「私の仲間はだれ？」

～コミュニケーション力と仲間の大切さ～

手順 1

色の異なるシールを何種類か用意して、先生が見えないようにして、子どもたちの背中にどの色かのシールを貼ります。

手順 2

子どもたちに、言葉を使わずに同じ色のシールの人とグループになるように指示します。

手順 3

各グループができたら、子どもたちに「どうやって同じ仲間をさがしたか。」
「今どんな気持ちか。」を聞いてみます。

手順 4

色のシールが1枚しかなくて、どのグループにも入らないひとりだけのグループの子どもに、どんな気持ちか聞いてみます。

<ねらい>

- * 言葉が使えない代わりに、効果的な表情や身振り動作、身体接触などの豊かなノンバーバルコミュニケーション（非言語コミュニケーション）を体験することができます。
何とか友だちに同じ色であることを伝えようとすることで、互いに伝え合おう、つながり合おう、仲間になるうという気持ちが高まります。
- * 「自分には見えないものが人から見えていることがある。」ことに気づきます。
- * 色のシールが1枚だけしかなかったときに自分だけ仲間がいない寂しさや心細さを体験することは、仲間の大切さや少数派の気持ちを想像することにつながっていきます。

<ワーク：1～6の参考資料>

- * 「OSAKA人権教育ABC - 人権プログラム -」(大阪府教育センター)
- * こどもエンパワメント支援指導事例集(大阪府教育委員会)
- * 「わたし 出会い 発見 part 6」(監修 森 実・新保 真紀子：大阪府人権教育研究協議会編)

ワーク:3 「私の宝物？」 ~多様な価値観~

手順 1

「わたしの宝物」を6つ考えます。
紙を一人に6枚ずつ配り、1枚に1つずつ、
自分の考えた宝物を書きます。



手順 2

全員が紙をもって二人1組でじゃんけんをして、勝った人は相手の紙の中から好きなものを1つもらいます。
決められた制限時間内に、相手を変えながらじゃんけんを繰り返します。

手順 3

終わった後、
「友だちは、どんな宝物をもっていたか。」
「自分の宝物が相手に取られたら、どんな気持ちになったか。」など、
感想を話し合います。

<ねらい>

- * 「人それぞれ、大切にしているものがちがう」ということを知ることは、価値観の多様性に気づくことにつながります。「こんな宝物があるんだ」という新しい発見や、「他人はそう思わなくても、その人にとってはかけがえのない大切なものなんだ」という気づきから、多様な考えを認め合う集団が生まれてきます。「みんなちがって、みんないい」という学級づくりに役立つことでしょう。
- * 自分の宝物がなくなってしまった時の寂しさや喪失感を通して、大切なものを失った時の想いは相手も同じなんだという他者への共感が生まれ、自分も相手も同じように尊重しようという気持ちが育ちます。

ワーク:4 「3歩下がってこんにちは！」～相手への信頼感～

手順1

全員が2つのグループに分かれて、向かい合って2列に並びます。
向かい合った二人がペアになります。

手順2

パートナーが確認できたら、お互い向き合った状態で両手をつなぎ、
そのまま目をつぶります。

手順3

目をつぶったまま、両手を離してお互い3歩ずつ後ろに下がります。

手順4

今度は目をつぶったまま、3歩ずつ前進してパートナーと両手をつなぎます。
手をつなげたペアは、その場で座ります。
うまく手をつなげなかったペアは、目をあけて、もう一度、手順2からやりな
おします。

手順5

終わった後、うまくいくコツや難しかった点などを聞きます。

(留意点)

- * 目をつぶることに不安や抵抗を感じる子どももいるので、無理強いしないように配慮します。
- * 後退・前進するときには、教師がゆっくり号令をかけると、わかりやすいでしょう。
- * 目をつぶって動く際に、子どもどうしがぶつかったり、転んでけがをしないように気をつけましょう。

<ねらい>

- * 相手のいる場所がわからない不安な状況の中で行動するためには、「相手とつながろう」という強い気持ちを持ち続けることが必要です。
前方には相手がいれば必ず自分の気持ちに伝えてくれる、自分とつながるために同じように行動してくれる、という思いがなくては前に踏み出すことができません。
見事、手をつなげたときに、相手に対する信頼感を実感することでしょう。

ワーク:5 あなたの「いいところ」探し

～相手のよさに気づく、自己肯定感～

手順1

6人ずつのグループになります。一人1枚ずつメッセージカードを受け取り、自分の右隣の人の名前を書いて、その人の「いいところ」を紙の1番下に書きます。

手順2

書いたら、書いた面を内側に折り曲げて、他の人に読めないようにして左の人に渡します。

手順3

同様にして、右側の人から回ってきたメッセージカードに、当人の「いいところ」を書き込み、折り曲げて左側の人へ回していきます。

手順4

最後は、5人全員が書き込んで細く折ったメッセージカードが、本人に渡されます。それを読んだ時の気持ちを、グループのメンバーに伝えます。

(留意点)

- * いいところについては、抽象的なことばではなく、できるだけ具体的に気づいたことを書くようにします。

<ねらい>

- * 自分とクラスの友だちのよさに気づき、お互いの良さを認め合います。
- * 自己肯定感と他者への共感を育てます。

「あなたへのメッセージカード」

() さんへのメッセージ

こんないいところがあるよ。
こんな意外なあなたを発見したよ。

← 5人目

← 4人目

← 3人目

← 2人目

ワーク:6 ジャガイモと友だちになろう！

～相手を知ることの大切さ、偏見や先入観への気づき、自分のよさの再発見～

【準備物】 人数分のジャガイモとワークシート



手順1 ワークシートを1枚ずつもらいます。

手順2 袋の中から、一人につき1個、自分のジャガイモを選びます。
ワークシートの項目を書き込みながら、ジャガイモと関係をつくります。

手順3 班をつくって、ジャガイモを見せながら、その紹介をしあいます。

手順4 お別れ前に1分間、じっとジャガイモを観察した後、全部のジャガイモを集めて袋のなかにいれ、よく混ぜ合わせます。
ジャガイモをバラバラに広げ、その中から自分のジャガイモを探し出します。

手順5 最後に、ジャガイモと別れたときの気持ち、再びジャガイモを見つけたときの気持ち、このワークの感想を書きます。

(留意点)

* 自分のジャガイモを名前前で呼んで、友だちのように扱ったり、探し出すときに「を探せ。」「間違えたらあかん。」という声が出てくると、場が盛り上がり成功します。

<ねらい>

* 子どもたちは、ジャガイモを紹介する形で実は自分のことを話しています。ジャガイモに託して自分自身を見つめることで、自分のよさを再発見するきっかけになります。

* また、「外見は同じように見えながら、一人ひとりを知ってみると、実はみんな違う個性をもっているんだ。」ということ、ジャガイモを通して間接的に感じることができます。

その人を知るためには十分な時間をかけることが必要であり、よく知りもしないで決めつけてしまうことの愚かさや危険性に気づくことは、様々な状況にある友だちに対する先入観や偏見を克服することにつながっていきます。

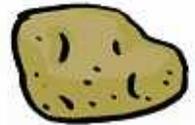
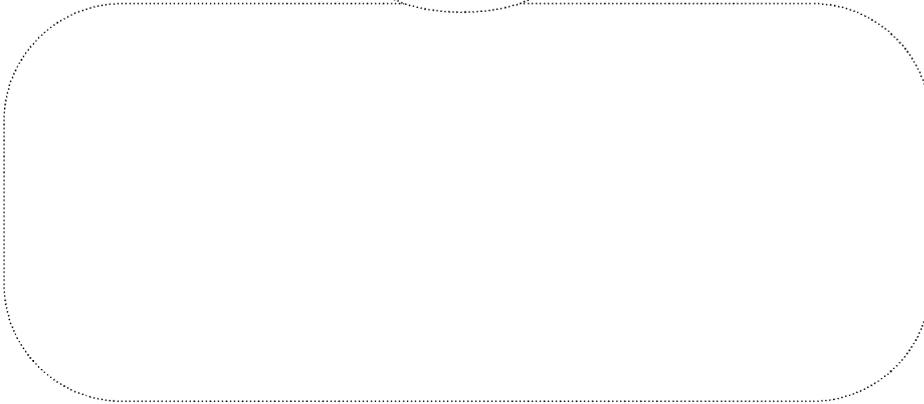
【次ページは、ワークシートの例】

「ジャガイモと友だちになろう！」

1:まず、友だちになるきっかけ…名前を聞いてみよう！！

わたしの友だちの です。(名前をつけてあげよう！)

にがおえ



2:聞いてみよう！！

いま、いくつ？(何才？)

誕生日は？

チャームポイント(自慢できる場所)は？

好きな食べ物は？

趣味や特技は？

3:友だちから話を聞いてあげよう！！

家族や友だちのことなどについて聞いてみよう。

夢は何だろう？ 聞いてみよう。

お別れです。……最後にひとこと、声をかけてあげて！！

いっしょに考える『しょうがい』のこと（小学3,4年生向け教材）

～平成21年度大阪ふれあいキャンペーン実行委員会「おおさかふれあいおりがみ」より～

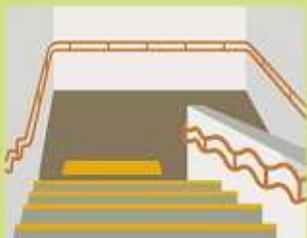
この教材は、平成21年度大阪ふれあいキャンペーン実行委員会（大阪府、府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体などで構成）において、障がい者週間を中心とした啓発活動の一環として、小学3,4年生向けに、障がいについての基本的な部分を平易に学べるように作成されたものです。

サポートブックなど、詳しくは大阪ふれあいキャンペーン実行委員会ホームページへ
(<http://www.pref.osaka.jp/keikakusuishin/syougai-info/fureai.html>)

漢字は当用漢字表第3学年の欄までを使用。障がいの表記は「しょうがい」で統一しています。

ユニバーサルデザインってなに？

大人も、子どもも、しょうがいのある人も、ない人も、
みんなが使いやすい形を考え出すことをユニバーサルデザインといいます。
いろんなくふうがみんなのまわりにあります。



かいだんを安全に上り下りできるように、
手すりやすべり止めがついています。

けいたい電話には、
ボタンのいちが分かるように
5のボタンに
とっきがついて
います。



牛にゆうパックやカードには、
開ける方向や入れる方向など
が分かるように切りかき
がついています。

だんさやしきいがないゆかは、
足をぶつかけたり、
つまずいたりしません。
車いすも通りやすくなります。



写真提供：障がい者交流センター（ビッグアイ）



写真提供：障がい者交流センター（ビッグアイ）

たもくてきトイレには、
いろいろな人が使いやすい
さまざまなくふうがされて
います。

このほかにも
たくさんあるよ



ペンやはさみには、
にぎりやすかったり、
少ない力で使えたりする
くふうがされています。



学校でも
さがしてみよう！



シャンプーのようき
には、リンスとまちが
えないようにデコボコ
がついています。



せんたくきには、
だれでも、楽に
せんたくものが
出し入れができる
くふうがされて
います。



こうかは、それぞれ大きさ、
重さ、あな、ぎざぎざの
あるなしでちがいが分かります。



おさつは、横はぼのちがい、
右下、左下の「しきべつマーク」
でちがいが分かります。

「しょうがい」ってなんだろう？

- くらしの中でふべんを感じたり、こまったりすることがあることを「しょうがい」があるといいます。
- それは、みんなにもかんけいすることがあります。
- だれでも病気やケガをします。
- だから、「しょうがい」のことをみんないっしょに考えましょう。

みんな同じ。でもちがっていい。

- あなたも、わたしも、「しょうがい」のある人もない人もみんな同じ「人」。
- よろこんだり、おこったり、悲しんだり、楽しんだりするのは同じです。
- でも、全く同じ人は一人としていません。顔や身長、体重が一人ひとりちがうように、みんなそれぞれちがいます。
- 一人ひとりがおたがいのちがいを分かって、おたがいを大事にしましょう。

いろんな人がくらしています。

- わたしたちのまわりには、目が見えにくい人、耳が聞こえにくい人、車いすを使っている人、体の中のはたらきがうまくいかない人、気持ちや考えをうまくつたえられない人など、いろんな人がくらしています。

おてつだいしませんか。

- あなたのまわりでも、ふべんを感じたり、こまっている人はいませんか。
- そんな時、あなたのちょっとしたおてつだいが役に立ちます。
- こまっている人がいたら、まず声をかけて。
- 気軽に「てつだいましょうか」から始めましょう。



5. 社会福祉協議会との連携

(1) 社会福祉協議会の役割

- 社会福祉協議会は、住民の福祉向上を目的とした民間の社会福祉団体として社会福祉法に基づいて全国のすべての都道府県市町村に設置されており、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。
- 近年、高齢化の進行や都市化による近隣関係の希薄化を背景に、地域社会での支え合いが低下してきているといわれています。公的な福祉制度や在宅福祉サービスが充実し、その種類や量が増えてきた一方で、日常生活における軽易な手助けなど、それだけでは対応できない生活課題が数多くあります。さらには、高齢者の孤立・孤独死、児童虐待などは後を絶たず、地域社会が直面する課題はより複雑化し、サービス提供や支援にむすびつきにくい事例がたくさん起こっています。
- これらの制度だけでは解決できない課題などに対し、地域住民が主体となり、民生委員・児童委員、社会福祉施設などの福祉関係者、及び各種団体の参加と協力のもと、誰もが安心して暮らすことのできる地域の実現をめざし、様々な活動に取り組んでいます。



社会福祉協議会のロゴ

(2) 社会福祉協議会の活動内容

小地域ネットワーク活動を推進しています。

- 小地域ネットワーク活動とは、概ね小学校区を単位として地域住民で組織された地区福祉委員会を中心としながら、関係機関との協働で進める住民どうしの支え合い・助け合い活動です。
- 日常生活に支援を要する人が健康面での変調がないか、見守りを兼ねた訪問活動、地域住民が気軽に集えるサロン活動、子どもと高齢者とのふれあい交流などを通じ、誰かが見守ってくれているという安心感をもちながら生活が送れるよう、日常的なつながりづくりを支援しています。



介護予防講座



高齢・障がい疑似体験

ボランティア活動を推進しています。

- 市町村社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介をはじめ、小・中学校における福祉教育の支援、車いすや体験装具などの貸し出し、ホームページや広報紙での情報の発信及び啓発を行い、地域の福祉活動の拠点として機能しています。

(3) 社会福祉協議会との連携で福祉教育の充実を

社会福祉協議会では、これまで学校に対して次のような取組みを行ってきました。

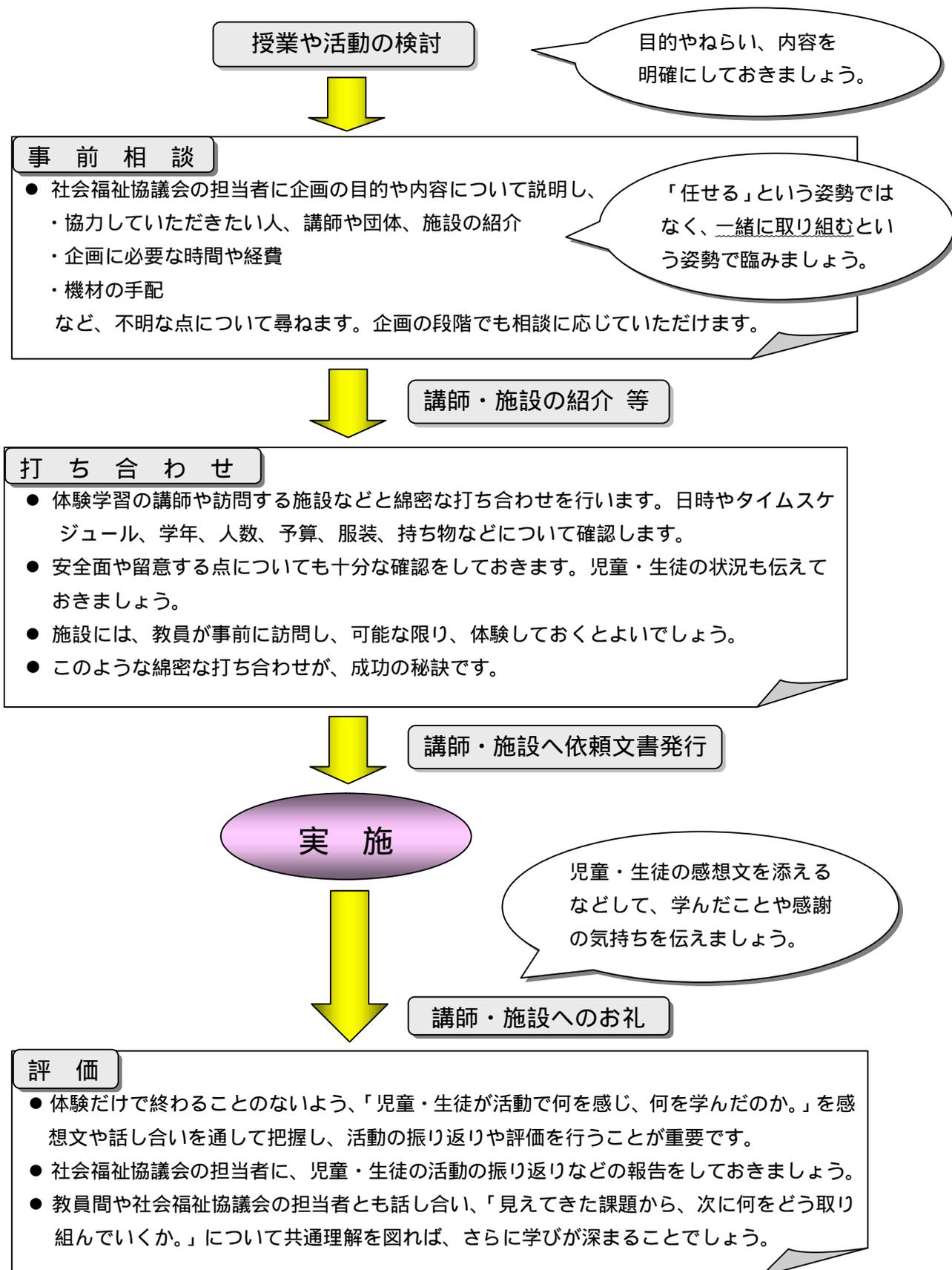
- 授業や活動の企画から実施までのトータルな相談
- 社会福祉協議会職員などによる指導
〔講演、ボランティア講座、車いす体験、点字体験、手話体験など〕
- 社会福祉協議会の実施している事業の紹介
〔地区福祉委員会のサロン活動、介護保険事業、障がい者自立支援事業など〕
- 情報提供、紹介
〔社会福祉施設や当事者団体の紹介、ビデオ教材・福祉機器の貸出など〕
- 社会福祉協議会は地域の様々な人材や社会資源とつながりをもっています。福祉教育に関するだけでなく社会福祉に関する質問や相談も、最寄りの市町村社会福祉協議会まで気軽に寄せることができます。市町村社会福祉協議会によって対応できる内容が異なりますので、各地域の社会福祉協議会に確認してください。



社会福祉協議会の方による講話

(4) 社会福祉協議会との連携の進め方(例)

各学校で、社会福祉協議会と連携して福祉教育に取り組む際に、次のように進めてはどうでしょうか。



(5) 大阪府内社会福祉協議会一覧(政令市除く)

地区	市町村	〒	社会福祉協議会 所在地	TEL番号	FAX番号
豊能	豊中市	560-0023	豊中市岡上の町 2-1-15 豊中市すこやかプラザ内	06-6841-9393	06-6841-2388
	池田市	563-0025	池田市城南 3-1-40 池田市保健福祉総合センター内	072-751-0421	072-753-3444
	箕面市	562-0036	箕面市船場西 1-11-35	072-749-1575	072-727-3590
	能勢町	563-0341	豊能郡能勢町宿野 114	072-734-0770	072-734-2623
	豊能町	563-0101	豊能郡豊能町吉川 187 町立保健福祉総合施設 豊悠プラザ内	072-738-5370	072-738-0524
三島	吹田市	564-0072	吹田市出口町 19-2 市立総合福祉会館内	06-6339-1205	06-6339-1202
	高槻市	569-0067	高槻市桃園町 2-1 市総合センター内 8F	072-674-7496	072-661-4901
	茨木市	567-0888	茨木市駅前 4-7-55 茨木市福祉文化会館内 4F	072-627-0033	072-627-0434
	摂津市	566-8555	摂津市三島 1-1-1 市役所 西別館内	06-6383-1111	06-6383-9102
	島本町	618-0022	三島郡島本町桜井 3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417	075-962-6325
北河内	守口市	570-0083	守口市京阪本通 2-13-1 「さつきホールもりぐち」内	06-6992-2715	06-6993-0134
	枚方市	573-1191	枚方市新町 2-1-35 市総合福祉会館 ラポールひらかた内	072-844-2443	072-845-1897
	寝屋川市	572-8533	寝屋川市池田西町 28-22 市立総合センター内	072-838-0400	072-838-0166
	大東市	574-0037	大東市新町 13-13 市立総合福祉センター内	072-874-1082	072-874-1828
	門真市	571-0064	門真市御堂町 14-1 保健福祉センター内	06-6902-6453	06-6904-1456
	四條畷市	575-0043	四條畷市北出町 3番1号	072-878-1210	072-878-6888
	交野市	576-0034	交野市天野が原町 5-5-1 市立保健福祉総合センター内	072-895-1185	072-895-1192
中河内	東大阪市	577-0054	東大阪市高井田元町 1-2-13 市立総合福祉センター内	06-6789-5550	06-6789-2924
	八尾市	581-0003	八尾市本町 2-4-10 社会福祉会館内	072-991-1161	072-924-0974
	柏原市	582-0018	柏原市大泉 4 15 35 市立健康福祉センター(オアシス)	072-972-6786	072-970-3200
南河内	富田林市	584-0037	富田林市宮甲田町 9-9 総合福祉会館内	0721-25-8200	0721-25-8230
	河内長野市	586-0041	河内長野市大師町 26-1	0721-65-0133	0721-65-0143
	松原市	580-0043	松原市阿保 1-1-1 松原市役所東別館内	072-333-0294	072-335-0294
	羽曳野市	583-8585	羽曳野市誉田 4-1-1 市立総合福祉センター内	072-958-2315	072-958-3853
	藤井寺市	583-0035	藤井寺市北岡 1-2-8 市立福祉会館(ふれあいセンター)	072-938-8220	072-938-8221
	大阪狭山市	589-0021	大阪狭山市今熊 1-85	072-367-1761	072-366-7407
	太子町	583-0991	南河内郡太子町大字春日 963-1 総合福祉センター内	0721-98-1311	0721-98-2111
	河南町	585-0014	南河内郡河南町大字白木 1371 河南町保健福祉センター内	0721-93-6299	0721-93-5299
	千早赤阪村	585-0041	南河内郡千早赤阪村大字水分 195-1 保健センター内 2F	0721-72-0294	0721-70-2037
泉北	泉大津市	595-0026	泉大津市東雲町 9-15 市立総合福祉センター内	0725-23-1393	0725-23-1394
	和泉市	594-0071	和泉市府中町 4-20-4 総合福祉会館内	0725-43-7513	0725-41-3154
	高石市	592-0011	高石市加茂 4-1-1 高石市役所庁舎別館 1階	072-261-3656	072-261-9375
	忠岡町	595-0812	泉北郡忠岡町忠岡中 2-16-25 忠岡町総合福祉センター内	0725-31-1666	0725-31-3555
泉南	岸和田市	596-0076	岸和田市野田町 1-5-5 市立福祉総合センター内	072-437-8854	072-431-1500
	貝塚市	597-0072	貝塚市畠中 1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	072-439-0294	072-439-0035
	泉佐野市	598-0007	泉佐野市上町 1-2-9 市立福祉センター内	072-464-2259	072-462-5400
	泉南市	590-0521	泉南市樽井 1-8-47 泉南市総合福祉センター内(あいびあ泉南)	072-482-1027	072-482-1618
	阪南市	599-0292	阪南市尾崎町 35番地の1 阪南市役所内	072-471-5678	072-471-7900
	熊取町	590-0451	泉南郡熊取町野田 1-1-8 熊取ふれあいセンター内	072-452-6001	072-452-2658
	田尻町	598-0091	泉南郡田尻町嘉祥寺 883-1 ふれあいセンター内	072-466-5015	072-466-8841
	岬町	599-0303	泉南郡岬町深日 3238 24	072-492-0633	072-492-5701
大阪府	542-0065	大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内	06-6762-9471	06-6764-5374	

平成 22 年 3 月現在